

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	柑橘放任園害虫対策事業	会計名称	一般会計		担当課	農林水産課		
		予算科目	6 款 1 項 3 目	事業番号	2494	所属長名	向井裕臣	
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	池内伸至		
法令根拠等	伊予市柑橘放任園害虫対策事業費補助金交付要綱等				実 施 期 間	【開始】	平成 18 年度	
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造					【終了】	平成	年度（予定）
	魅力ある農業の振興							■ 設定なし
総合計画における本事業の役割	魅力ある農業の振興に向けた柑橘害虫対策							
事業の対象	温州みかん等薄果皮柑橘栽培農家			事業の目的	高齢化や後継者不足等に起因し、双海地域等において増加している柑橘放任園から発生する害虫被害の防止を図る。			
事業の内容（整備内容）	全園調査に基づく発生予防に資する薬剤の防除補助事業及び柑橘放任園地の伐採補助事業			昨年度の課題に対する具体的な改善策	主力薬剤の変更に伴い、使用薬剤の効果検証を行う。			

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
財源内訳	直接事業費	965	1,213	0	0	0	827	調査園地数	園地	1337	1400	462	1261
	国庫支出金		0	0	0	0	0						
	県支出金		0	0	0	0	0	発生園地数	園地	42	0	3	39
	地方債		0	0	0	0	0						
	その他		0	0	0	0	0						
	一般財源	965	1,213	0	0	0	827						
職員の人工（にんく）数		0.55	0.55				0.55						
1人工当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017						
※ 直接事業費÷人件費		5,412	5,622				5,236						
主な実施主体		J A えひめ中央		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		補助金							
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計		
						1,105	1,105	1,000	1,000	900	5,110		
成果指標	指標	発生園地数/調査園地数（全園地）×100				単位	⇒	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標	毎年度
						%		目標	0	0	0	0	
	指標設定の考え方	発生園地数と推進協議会が決定した全園調査の園地数を比較することで事業効果を測る。						実績	3.1	3.1			
								指標で表せない効果				果実の外観上から害虫（幼虫）が入っているかどうかの判断は難しく、また消費者に届いた場合の苦情や風評被害等の影響は著しいことから、本事業は本市果樹生産地のイメージ保全に大きく貢献するものである。	

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		一定の発生の抑制は図れたが、未管理地の増加に伴い撲滅が達成できない。今後の支援の在り方を関係機関と協議した。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	継続して発生が見られた数園地の伐採を実施した。使用薬剤の検討など、より効果的に事業展開を実施するものである。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	4						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	4						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	5						
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） 本事業は、本市の基幹産業に大きな風評被害をもたらすカバエ対策において有効な事業であり、継続と判断する。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	4						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3						
				5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。							

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 購入された消費者が果実の中のミカンバエを見たら、この先、蜜柑を購入することはなくなるだろうと推測する。調査件数の3.1%に値する発生現状から見ると消費者離れを危惧する。徹底した伐採、薬剤散布を指導すること。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	二次判定の内容を踏まえ見直すこと。
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	